1995 年 4 月 1 日初版作成

1999 年 11 月 22 日改訂

2009 年 9月27日改訂

2010 年 12 月 22 日改訂

2013 年 3 月 22 日改訂

2017 年 8 月 25 日改訂

2018 年 2 月 20 日改訂

# ニーオルスン基地管理運営規約

国立極地研究所・国際北極環境研究センターは、日本人研究者およびその共同研究者がニーオルスン基地を利用して、調査研究を円滑に実施するために、以下の規約を定める。

# 法律の適用について

- 1. スバールバル条約の結果、スピッツベルゲン島はノルウェーの統治権下にあり、ニーオルスンは、スバールバルガバナー(Sysselmannen i Svalbard)の統治下に置かれる。したがって、ノルウェー国の法律が適用される。
- 2. 特に環境規制は最近厳しくなっており、これを遵守する。
- 3. ニーオルスン基地は、キングスベイ会社(Kings Bay A/S、以下 KB と記す)によって 所有、管理されている。

# ニーオルスン観測調整会議 (NySMAC)

4. ニーオルスン観測調整会議(NySMAC: Ny-Alesund Science Managers Committee)は、ニーオルスンでの科学研究活動を調整し、ニーオルスンを国際的に認知された北極研究拠点としてその機能を高め、各国間の共同研究の振興と研究上の問題点を解決することを目的としている。NySMAC の委員は、各国の研究者や基地マネージャーからなり、議長はその中から選出される。Norwegian Polar Institute(ノルウェー極地研究所)が事務局を務める。

5. 国際北極環境研究センター長は、NySMAC への代表者を任命する。NySMAC 代表者は、ニーオルスンに関する研究活動の調整のため、日本からの質問・要望等を NySMAC 等関連会議に出席して伝えるとともに、会議内容を国際北極環境研究センターに報告する。

### 観測基地利用申請

- 6. 観測基地の利用にあたっては、利用者は調査隊リーダーを定め、国際北極環境研究センターに利用申請を行う。調査隊リーダーは、調査隊全体の安全確保に努める。
- 7. 国際北極環境研究センターは、研究者からのニーオルスン基地申し込みの対応、審査を 行う。観測基地の最終的な使用許可はセンター長が行う。
- 8. 審査では、国立極地研究所教職員との共同研究であること、観測の規模、大型研究器機の設置や大規模な環境攪乱の有無、SSF (Svalbard Science Forum)への登録が完了しているかを確認し、国際北極環境研究センターで申請内容を詳細に検討する。大規模プロジェクトの場合は、NySMAC ミーティングでのヒアリングを要請する場合がある。

単独滞在の申請については、申請者のニーオルスン基地利用経験、利用する季節、利用 期間等を考慮して、許可しない場合がある。

- 9. 学生の単独滞在は一切許可しない。
- 10. 報道関係者等が共同研究以外の目的で観測基地を利用することは原則許可しない。
- 11. 国際北極環境研究センターは、ニーオルスン基地利用申請を許可した場合には、KB に 基地利用許可を連絡する。調査隊リーダーは国際北極環境研究センターから利用許可を 受けたのち、KB のホームページ(http://www.kingsbay.no/)で、ロングイヤービンーニーオルスン間の航空機の座席予約、ニーオルスン滞在期間、ホッキョクグマに対する安全 講習などの登録をしなければならない。

#### 基地代表者

- 12. ニーオルスン基地に基地代表者をおく。基地代表者は、基地を利用する日本人調査隊の行動、基地内の生活、安全などに注意を払う。
- 13. 基地代表者は、調査隊の規模、調査期間の長短を考慮しつつ、国際北極環境研究セン

ターにより任命される。

- 14. 国際北極環境研究センターによって任命された基地代表者(複数の調査・研究パーティが重複する期間、基地に滞在する場合も含む)は、対外的にはニーオルスン基地を代表する。
- 15. 調査隊が何らかの事故等に遭遇した場合は、ただちに KB および国際北極環境研究センターに連絡する。 KB には watch man が 24 時間体制で勤務しており、連絡先は基地内に掲示してある。国際北極環境研究センターへの連絡は、基地内に掲示してある電話番号に連絡すると同時にメールでも行う。
- 16. 基地代表者は、定例の基地リーダー会議に出席し、他の研究機関や KB との連絡に務める。

### 研究調査区と環境保全

- 17. ニーオルスン基地を利用する調査隊の現地における環境保全および他国との調査区の 調整に関しては、国際北極環境研究センターが行う。
- 18. 研究調査区の設定および観測機器の設置は、国際北極環境研究センターの承認なしには実施できない。研究調査区および設置機器類は研究が終了した時点で撤収する。
- 19. 調査隊リーダーは、調査区の位置、実験内容、採集資料など将来来訪する研究者に有益な情報をまとめ、そのコピーを基地に備え、かつ国際北極環境研究センターに提出する。

# 野外行動の安全

- 20. 野外行動を行う隊員は、KBや UNIS (University of Svalbard) が実施しているホッキョクグマに対する安全講習を受けることを強く勧める。
- 21. 遠く離れた野外行動は、原則として 2人以上のパーティで実施されるべきである。単独行動は調査隊リーダーの裁定によってのみ許される。学生のみの単独野外行動は原則として許可しない。
- 22. 野外行動には十分な装備、衣類、非常食を携帯しなくてはならない。

# 車両の運用

- 23. ニーオルスンにおいて車両の使用を希望する調査隊は、事前に国際北極環境研究センターに申し出なくてはならない。
- 24. 調査隊リーダーは、車両運用の責任者となる。
- 25. 調査隊リーダーは、事情により別の隊員をドライバーに定めることができる。ドライバーは、 運転車両の免許を有し、万一の場合にも責任を取ることができる者とする。
- 26. ドライバーは車両運行終了後、車両の状況について調査隊リーダーおよび国際北極環境研究センターに報告し、使用中の一切の破損、故障については当該者の責任において復旧する。使用開始時の状況について連絡がない限り、その時点で破損や故障が生じていなかったものとみなす。
- 27. 車両の使用期間中に燃料を給油した場合は、調査隊リーダーが給油した日付、給油量、 燃料の種類を燃料使用簿に記入するとともに、国際北極環境研究センターへ報告する。

#### ライフル銃の安全使用

- 28. ライフル銃の使用は、KB もしくは UNIS で事前に訓練を受けた者に限られる。
- 29. ニーオルスン基地は、銃携帯が義務づけられている地域内にある。各調査隊は、外出 する場合ライフル銃を携帯しなくてはならない。
- 30. ライフル銃は、訓練を除いては、危険な動物を避けたり、ねらい撃つ以外の目的で使用してはならない。
- 31. ライフル銃の使用に当たっては、調査隊リーダーの許可を得て、使用者が責任を持つ。 使用後は、使用状況を調査隊リーダーに報告する。この時、弾丸の数を記録しておくこと。
- 32. 学生がライフル銃を携帯・使用することは原則として認めない。ただし、ホッキョク グマに襲われた際、同行者に何らかの問題が発生し、ライフル銃を使用出来る状況になく、 当該学生が事前にライフル銃の訓練を受けている場合はこの限りではない。
- 33. ライフル銃を使用する調査隊の責任者は、ライフル銃と弾丸を別々にセーフティキャ

ビネットに入れ、適切に管理する。

34. 携帯中および保管中はライフル銃から弾丸を抜き取る。ニーオルスン中心部に入る前はボルトを外さねばならない。建物、乗り物、船に戻る前にライフル銃の弾丸が抜き取ってあるかを必ず確認する。

#### ニーオルスン基地の利用

- 35. 観測基地常備の消耗品(食料を含む)を使用した場合は、使用した品目・数を調査隊 リーダーがまとめ、国際北極環境研究センターへ報告する。
- 36. 観測基地常備の設備備品が故障・破損した場合は、経緯・状況を調査隊リーダーがまとめ、国際北極環境研究センターへ報告する。使用中の一切の破損、故障については原則 当該者の責任において復旧する。
- 37. 観測基地内の電話・FAX の私的利用は基本的に認めない。使用した際には、使用日時、通話時間を通話記録簿に記入し、調査隊リーダーに報告する。調査隊リーダーは全隊員の通話記録を国際北極環境研究センターに報告する。
- 38. 調査隊は、基地の節電・整理・整頓に努める。

### 規約の改正

39. 本規約は必要に応じて国際北極環境研究センターで検討し、改訂を行う。